

割賦販売契約約款

ニフティ株式会社

第1条(約款の適用)

ニフティ株式会社(以下「ニフティ」といいます。)はこの割賦販売契約約款(以下「本約款」といいます)を定め、これにより個品方式の割賦販売契約(以下「本契約」といいます)を締結します。

ニフティは、本約款に定める条件に従いニフティとの間で本契約が成立したお客様(以下「契約者」といいます。)に対して、商品の割賦販売を行います。

第2条(定義)

本約款における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下のとおりとします。

1. 「商品」とは、本契約の対象となる機器で、都度ニフティが発表するものをいいます。
2. 「賦払金」とは、本約款に基づく割賦販売に係る、商品の販売代金の各回の支払分をいいます。

第3条(約款の範囲)

1. 本契約に関連して契約者に対してなされる告知、お知らせ、または本約款に付帯する規定等(以下「規定等」といいます。)は、名目の如何にかかわらず、本約款の一部を構成するものとします。
2. 本約款の定めと規定等の定めが異なる場合は、当該規定等が優先して適用されるものとします。
3. 本約款は@nifty 会員規約の一部を構成するものとし、本約款および規定等に規定されていない事項については、@nifty 会員規約を適用するものとします。

第4条(約款の変更)

1. ニフティは、契約者の了承を得ることなく、本約款を変更することがあります。この場合、本契約の条件は、変更後の本約款によります。
2. 変更後の本約款は、ニフティが別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より効力を生じるものとします。

第5条(契約の成立等)

1. 本契約の申し込みをしようとする者は、ニフティ所定の方法に従い、必要事項をニフティに告知し、本契約の申し込みをするものとします。ニフティが、当該申し込みを承諾しニフティ所定の方法により申込者に通知し、それが申込者に到達した時をもって本

契約が成立するものとします。

2. ニフティが別途提供する開通工事を伴う接続サービスと同時に本契約の申し込みを受け付けた場合で、当該接続サービスについて工事不能、クーリングオフなどによるキャンセルがあった場合、本契約もキャンセルされたものとして取り扱います。

第6条（申し込みの不承諾）

前条の規定に関わらず、ニフティは、本契約への申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申し込みにおいて、ニフティに対して虚偽の事実を申告したこと
- (2) 申し込みの時点で、@nifty 会員規約の違反等により、ID の一時停止、強制退会処分もしくは会員契約申し込みの不承諾を現に受け、または過去に受けたことがあること
- (3) 申し込みの時点で@nifty 利用料等ニフティに対して負担する債務の支払いを怠っていること、または過去に支払いを怠ったことがあること、その他、割賦金の支払い能力に問題があるとニフティにおいて判断する場合
- (4) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申し込みの手続きが成年後見人によって行われておらず、または申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったこと
- (5) 前四号の他、ニフティの業務の遂行上または技術上支障があるとき

第7条（連絡先）

ニフティから契約者への連絡は、当該契約者に@nifty ID とともに付与したメールアドレスならびに当該契約者が契約者情報としてニフティに登録した住所もしくは電話番号に対してなすものとします。これらの情報に不備があったことにより、契約者がニフティからの連絡を受領できず、それにより不利益を被ったとしても、ニフティは一切関知するものではありません。

第8条（個人情報の取り扱い）

個人情報の取り扱いについては、ニフティが定める個人情報保護ポリシーによるものとします。

第9条（商品の引き渡し）

1. ニフティは、本契約成立後、遅滞なく、当該契約者がニフティに申告している住所に、ニフティ指定の手段によって商品を送付します。
2. 契約者の自己都合により商品の受領をしない場合、本契約の申し込みはキャンセルされたものとして取り扱います。

第10条(賦払金の支払期日・支払方法)

1. 契約者は賦払金を、ニフティが定める方法にて支払期日までに支払うものとします。
2. 賦払金は、ニフティが定める回数により支払うものとし、早期完済は不可となります。
3. 契約者は、賦払金を、ニフティが提供する他のサービス利用料とともに一括して支払います。
4. 契約者は、賦払金の支払い途中で@nifty IDを解約した場合、商品の残債を一括で支払うものとします。
5. 賦払金、各種手数料、およびその決済について本条に定めのない事項については、ニフティが指定するオンラインに記載するものとします。

第11条(所有権の移転)

1. 商品の所有権は、契約者が本約款に基づき全ての賦払金の支払いを完了するまでニフティに留保され、かかる支払いが完了した時に契約者に移転します。
2. 契約者は、前項に従い商品の所有権が契約者に移転するまでは、商品を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならず、また、商品を、第三者に譲渡したり、質権の設定その他の担保に供したりする等の行為はできないものとします。

第12条(免責事項)

1. ニフティは、商品の商品性または契約者の使用目的の適合性等についていかなる保証も行わないものとします。

第13条(修理)

1. 利用開始からメーカー指定保証期間中に商品に故障が発生した場合、契約者は商品に付保されているメーカーの保証を利用することができます。この場合、契約者は自身でメーカーへ故障が発生した旨を申し出、メーカーが指定する方法で商品の修理もしくは交換を受けるものとします。ただし、無償で商品の修理もしくは交換が受けられる範囲、条件その他については、当該メーカーが定める保証規定によるものとします。
2. 故障の発生およびそれに伴う修理等によって商品が利用できない期間が生じた場合、当該故障についての契約者の帰責事由の有無に拘わらず、本契約が中断することはないものとし、契約者は当該期間の賦払金を支払うものとします。

第14条(期限の利益喪失等)

契約者は次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、ニフティから20日以上相当な期間を

定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

- (2) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。
- (5) その他契約者の信用状態が著しく悪化したとき。
- (6) 本契約上の義務に違反し、その違反が重大な違反となるとき。

第15条（遅延損害金）

1. 契約者は賦払金の支払いを遅滞したとき（次項の場合を除く。）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該賦払金に対し法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 契約者は賦払金の支払債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで賦払金合計の残額全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第16条（合意管轄裁判所）

契約者とニフティの間で本契約に関し訴訟の必要が生じた場合、訴額が140万円を超えるときは東京地方裁判所を、訴額が140万円以下のときは東京簡易裁判所を両者の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第17条（条件となる役務の提供に係る事項）

商品の提供については、@nifty 接続サービスの契約が条件となります。賦払金の支払い開始後に@nifty 接続サービスを変更された場合においても、@nifty ID の契約中は賦払金の支払いは継続となります。

第18条（契約者からの解除等）

1. 契約者は、ニフティが提供する見本・カタログ等により申込みをした場合において、商品の到着日から14日以内に、引渡された商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかなきは、ニフティに商品の交換を求め、または、本契約を解除することができます。
2. 契約者は、@nifty 接続サービスについて、NTT 設備等の都合により提供不可であることが明らかになった場合、速やかにニフティ所定の方法によりニフティに通知することにより、本契約を解除することができます。

3. 前各項いずれの場合においても、契約者は本契約を解除後、ニフティに対し速やかに商品の返却を行うものとします。返却された商品に契約者の責めによる毀損、滅失等があった場合、ニフティは、法令に異なる定めがある場合を除き、その契約者に対して、ニフティがかかる毀損、滅失等により被る損失の補償を求めることができます。また、ニフティが指定する期限までに商品の返却がニフティにおいて確認できない場合は、契約者は、ニフティに対し、機器相当額を支払うものとします。

第19条(ニフティからの解除等)

1. 契約者が次の各号の一つにでも該当した場合、ニフティは何らの通知催告なくして直ちに本契約を解除することができるものとします。解除によりニフティに損害が発生した場合、ニフティは契約者に対し損害の賠償を請求できるものとします。
 - (1) @nifty 会員でなくなったとき。
 - (2) @nifty 会員規約、本約款およびニフティと契約者との間の他の契約や取り決めの1つにでも違反したとき。
 - (3) 契約者が第14条各号に定めるいずれかの事由に該当した場合。
2. 前項に基づく解除権の行使の有無に拘わらず、契約者が前項各号の1つにでも該当した場合、ニフティは、いつでも、当該商品が使用されている場所に立ち入り、あるいはニフティの指定する第三者に立ち入らせ、商品を回収することができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾するものとします。
3. 契約者が本条第1項各号の一つにでも該当した場合、当該時点を以て期限の利益を喪失し、ニフティに対して負担するすべての債務(本契約に基づく債務に限定されません)を現金で一括してニフティに対し弁済するものとします。

附則

本約款は、2024年9月2日から施行します。